

酪農学園大学では、3月3日（木）に実施する第2期の「学力入学試験」および「学力入学試験・大学入学共通テスト併用型入学試験」において、学校保健安全法施行規則で出席停止が定められている感染症への罹患などが原因で受験できなかった場合は、納入いただいた検定料を返還することがあります。

以下、その申請方法についてお知らせいたします。

記

1. 対象者（感染症への罹患などが原因で受験できない者）
 - ① 新型コロナウイルスなど「学校保健安全法施行規則で出席停止が定められている感染症」に罹患し、試験日までに医師が感染のおそれがないと認めていない者
 - ② 試験日直前に保健所等から濃厚接触者に該当するとされた者
 - ③ 無症状の濃厚接触者で、7日間の健康観察期間中に試験日が重なる者
 - ④ 試験日当日に37度5分以上の熱がある者
 - ⑤ その他、①～④に準ずる状況で本学が対象者として認めた者

※単なる遅刻者については、対象者とは認められず、検定料の返還は行いません。

2. 申請期限および申請方法
試験日（3月3日）の12：00までに入試広報センター入試課へ電話連絡を行い、必要書類を「簡易書留・速達」郵便にて、2022年3月11日（金）必着で入試広報センター入試課へ提出してください（期日厳守）。

※申請書類はご連絡をいただき、対象者と認められる方に郵送いたします。

3. 提出書類（申請に必要な書類）
 - ・入学検定料返還申請書（本学所定様式）※別途郵送いたします。
 - ・「1. 対象者」①～⑤に該当することが証明できる書類（医療機関が発行する診断書またはそれに準ずる書類）
※ただし、診断書等の提出が困難な場合は、入試広報センター入試課までご連絡ください。